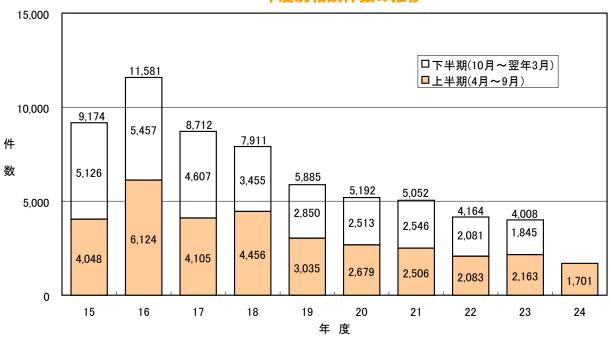
## 平成24年度(上半期)消費生活相談状況の概要

## 1 相談受付状況

平成24年度上半期(4月~9月)に、愛媛県消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は総計1,701件で、前年度同期と比較して、462件(21.4%)減少しました。

## 年度別相談件数の推移



## 2 相談の特徴

- ① 40 歳代の相談が最多 年代別にみると、最も相談が多いのは 40 歳代で、次いで 70 歳代以上、 30 歳代の順となっています。 販売購入形態別件数(4月~9月) (単位:件、%)
- ② 架空請求相談が増加 架空請求に関する相談件数は68件で、前年度同期の41件と比べ、27件(65.9%)増加しました。
- ③ フリーローン・サラ金相談が減少 フリーローン・サラ金に関する相談件 数は 121 件で、前年度同期の 164 件と比 べ、43 件(26.2%)減少しました。
- ④ 金融商品に関する相談の契約金額倍増 金融商品(未公開株、公社債、ファン ド型投資商品など)に関する相談件数は 前年度同期より減少しましたが、依然と して60歳代以上からの相談が多く、全体

販売購入形態別件数 (4 月~9 月) (単位:件、%) 期 間 24 年度 23 年度

期間	24 年度	23 年度
形態区分	上半期	上半期
店舗購入	554 (32.6%)	682 (31.5%)
通信販売	461 (27.1%)	562 (26.0%)
電話勧誘販売	150 (8.8%)	183 (8.5%)
訪問販売	131 (7.7%)	208 (9.6%)
マルチ販売	29 (1.7%)	30 (1.4%)
その他・無店舗販売	11 (0.6%)	20 (0.9%)
ネガティブ・オプション (送りつけ商法)	4 (0.2%)	3 (0.1%)
不明・無関係	361 (21.2%)	475 (22.0%)
合 計	1, 701 (99. 9%)	2, 163 (100.0%)

[注:()内は合計に占める割合。合計 100%でない場合有]

の約9割を占めています。また、契約金額を確認できたものから算出した平均契約金額は2,029万円で、前年度平均の1,068万円の約2倍となっています。

- ⑤ 健康食品に関する相談が増加 注文した覚えのない健康食品の送り付けが頻発するなど、健康食品に関する相談件数は43件で、前年度同期と比べ、9件(26.5%)増加しました。
- ※平成 24 年度上半期の消費生活相談内容の詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。 http://www.pref.ehime.jp/ecc/toukei/upload/24kamisoudan.pdf

## デジタルコンテンツに関するトラブルにご注意!

平成 24 年度上半期(4 月~9 月)当センターへの相談のうち、商品・役務別では、架空請求を含む「デジタルコンテンツ」(携帯電話やパソコン等でのインターネット利用に伴うサービス関係)の相談が 270 件で、最も多い結果となりました。主な相談内容とアドバイスは次のとおりです。

- ○アダルト情報サイト(ワンクリック請求):芸能サイトを見ていて、「無料動画」をクリックしたら、突然 アダルトサイトにつながって、会員登録完了となり、○万円を請求された。
  - →アドバイス:身に覚えのないメールや画面での請求は、無視しましょう!サイトを見ただけでは、 こちらの個人情報は伝わっていないはず。相手に連絡をとらないことです。
- ○サクラサイト商法:タレントのマネージャーを名乗る人物から「本人の悩みを聞いてくれたら、○○万円の報酬をあげる。」とメールが届き、サイトに誘導され、メール交換代で○○万円を請求された。
  - →アドバイス:雇われたサクラ(おとり、やらせ)が、甘い文句でだまし、有料サイトでお金を使わせる 手口と思われます。「お金をあげる」などの話は信じず、無視しましょう!
- ○オンラインゲーム:携帯電話を利用したゲームを無料と思い、子供に携帯を使わせていたら、利用料金○○万円と高額な請求が来た。
  - →**アドバイス**:無料とうたっていてもゲームで使うアイテムが有料の場合も多く、 また、利用に際しては通信費がかかるので、注意しましょう。

手口は年々、巧妙・悪質化しています。振り込む前、支払う前に、冷静になって、 まず家族やお近くの消費生活相談窓口、警察に相談しましょう。

[消費生活相談窓口] 愛媛県消費生活センター(相談専用) 電話:089-925-3700 消費者ホットライン(全国共通) 電話:0570-064-370 各市町にも相談窓口があります。



## 啓発テレビ番組放映中!!

# 困った時はピピッと組設はこまどりテレビ

消費生活センターでは、消費者トラブルの未然・拡大防止を目的に、悪質商法の手口や対処法、県内の消費生活相談窓口などを紹介する啓発番組を 11 月から放映しています。(11 月から3 月まで月2回)

番組リポーターは松山市出身の落語家 林家 染太さん。番組では、染太さんが消費者トラブルの事例を落語で紹介し、また、消費生活センターで作成した「消費生活かるた」を使って、消費者トラブルを親しみやすく、わかりやすくお伝えしています。

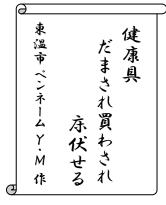
平成25年1月の放送日時は、あいテレビで、次のとおりです。

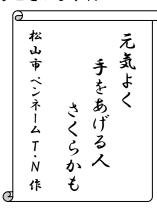
☆1月10日(木) 「通信販売の利用は慎重に!」 ☆1月17日(木) 「開運商法にご注意!」 よる8時49分からの放送です。是非ご覧ください! (2月以降は、第2・3木曜日に放映予定)

「こまどりテレビ」を見て、悪質商法の手口を知り、かしこい消費者になりましょう!!

## 第2回消費生活川柳優秀作品決定!!

多数のご応募ありがとうございました。 選考の結果、次の2句が優秀作品に選ばれました。 選ばれた皆さま、おめでとうございます!!





引き続き消費生活に関する川柳を募集しています。 はがき・FAX・メールなどに作品・住所・氏名・ 電話番号をご記入の上、ご応募ください。

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が 有することとしますのでご了承ください。



#### 【応募先】

〒791-8014 松山市山越町 450 番地 愛媛県消費生活センター

FAX: 089-946-5539

E-mail: seikatu-center@pref.ehime.jp

発行:愛媛県県民環境部管理局県民生活課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 TEL: 089-912-2337

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

TEL: 089-925-3700 (相談専用) FAX: 089-946-5539